



山形県スポーツ推進計画

～スポーツやまがたドリームプラン～

＜後期改定計画＞

平成30年6月
山形県教育委員会

はじめに

スポーツ基本法において、スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとされ、青少年の健全育成や地域社会の活力の創造、心身の健康の保持増進、我が国の国際地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

国では、このスポーツ理念実現に向けた施策、さらには2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に向けた施策を加勢するため、平成27(2015)年10月にスポーツ施策を総合的に推進するスポーツ庁を設置し、平成29(2017)年3月には、平成24(2012)年3月に策定したスポーツ基本計画の次期計画として、第2期スポーツ基本計画を策定しました。

山形県教育委員会では、このような動きを踏まえた上で、平成25(2013)年3月に策定した山形県スポーツ推進計画（計画期間：平成25年度からの10年間）の後半期にあたり、より本県の実情に即したスポーツ推進に関する計画とするため、このたび、後期改定計画（平成30年度からの5年間）を策定いたしました。

計画の実現にあたっては、県、市町村、学校、スポーツ団体及び民間事業者など、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められます。

具体的施策内容には、市町村やスポーツ団体などに期待する役割なども明記しておりますが、山形県教育委員会といたしましては、各々との連携を深めながら、社会全体で「山形の未来を拓（ひら）くスポーツ文化の創造」を目指して取り組んでいく所存でありますので、県民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大な御協力と貴重な御意見を賜りました山形県スポーツ推進審議会の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年6月

山形県教育委員会

教育長 廣瀬 渉

第1章 山形県のスポーツ推進施策の進め方について

1 関係者の連携・協働によるスポーツの推進

本県のスポーツの推進にあたっては、国、地方公共団体、学校、**スポーツ団体(※1)**及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠です。このため、本計画では、今後本県が目指すスポーツ推進の基本的な方向性を示すとともに、県の施策のほか、市町村やスポーツ団体等に期待する役割も示しました。

市町村には、各々のスポーツ推進計画等の策定・改定を通し、より身近な立場から住民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援することで、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現を推進するとともに、活力ある社会づくりに取り組むことを期待します。

スポーツ団体等には、県・市町村や関係団体等との連携により、県民やアスリートのニーズを的確に受け止め、魅力的なスポーツ機会の提供やスポーツ活動の推進に努めることを期待します。

県は、市町村及びスポーツ団体等への支援や連携・協働により、一体的かつ効果的なスポーツの推進に取り組めます。

2 計画の進捗状況の検証

本計画を実施し、その目標を実現させるためには、計画の進捗状況について検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要です。

このため、本計画の計画期間において、進捗状況や課題、目標の達成状況等を整理し、客観的に検証するとともに、計画内容の見直しにあたっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとします。

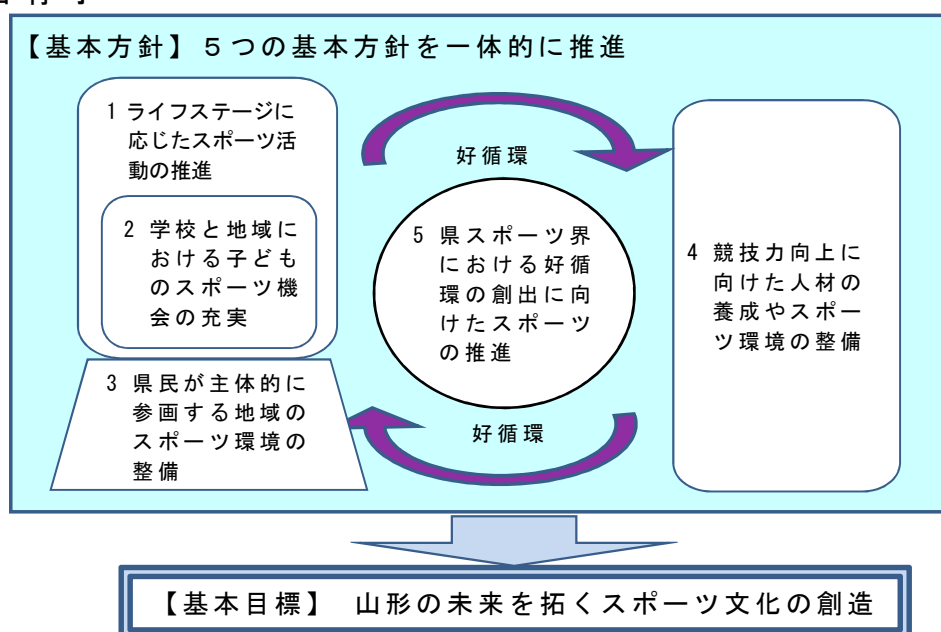
※1 スポーツ団体

スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」とされており、体育協会、競技団体、レクリエーション団体、学校体育団体、障がい者スポーツ協会、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むものである。

第2章 山形県スポーツ推進計画の改定について

1 山形県スポーツ推進計画（平成25年3月策定）

- (1) 位置付け スポーツ基本法第10条に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する目標や施策の方向性、具体的な施策を示すもの。
- (2) 対象期間 平成25年度からの10年間
- (3) 進行管理等 外部有識者で構成する山形県スポーツ推進審議会において事業効果などを検証するほか、計画後期（平成30年度からの5年間）の取組みについては、現状と課題の分析などを行い、改めて展開すべき施策を示す。
- (4) 計画骨子



2 改定の背景と新たな施策展開の必要性

- (1) 社会情勢の変化や国の動向（第2期スポーツ基本計画（H29から5年間）の策定）
- ① 少子高齢化を伴う人口減少と地域コミュニティ機能（地域活動など）の弱体化、育児・介護との両立など多様なニーズへの対応
 - ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その先を見据えた競技力向上と経済・地域活性化への取組み
- (2) 山形県スポーツ推進審議会からの主な意見
- ① 生涯にわたるスポーツライフの基礎となる幼児期からのスポーツ機会の提供
 - ② 総合型地域スポーツクラブを市町村事業で有効活用するための連携体制の構築

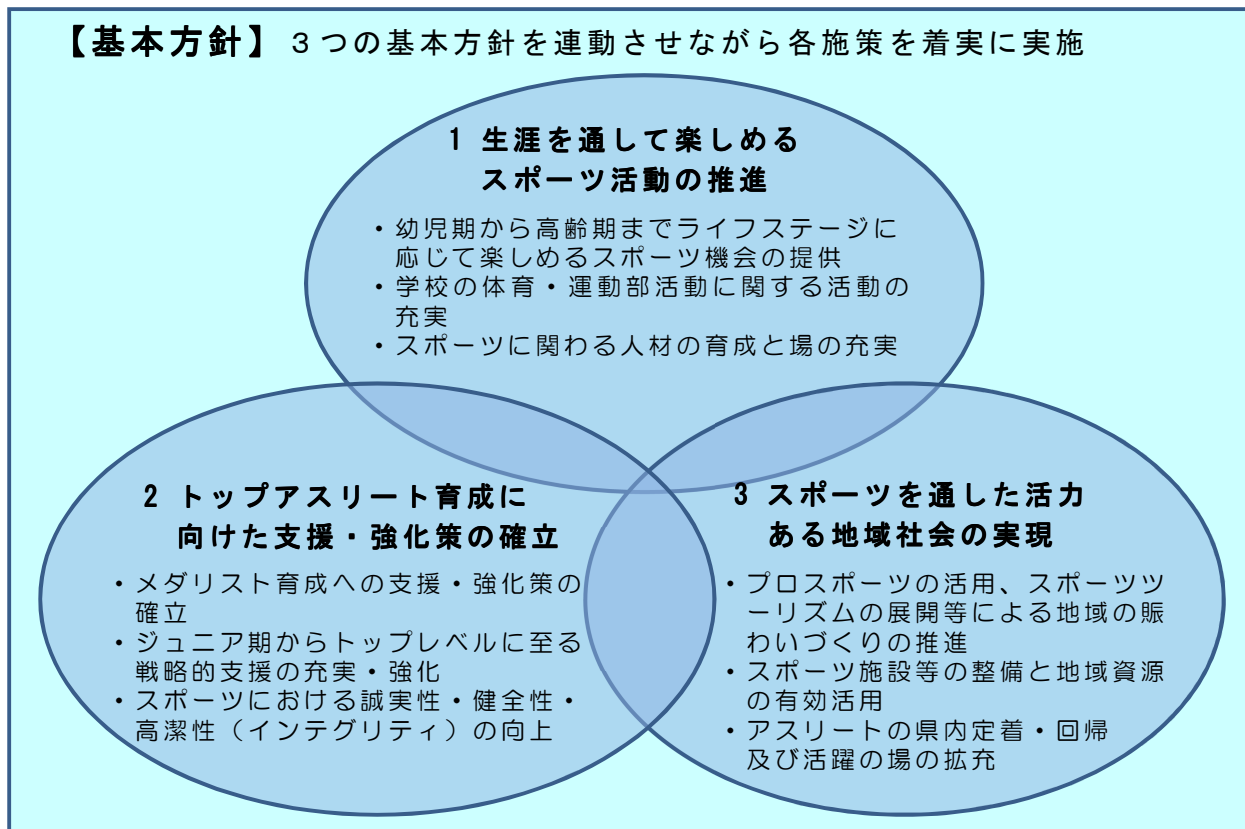
- ③ 児童・生徒のスポーツ意欲向上のための“スポーツで笑顔をつくる取組み”の推進
- ④ 地域力・組織力を活かした“山形のスポーツ”（※2）の普及拡大
- ⑤ 地元企業等と連携してのアスリートの県内定着・回帰とスポーツ活動への参加・協力の促進

3 山形県スポーツ推進計画＜後期改定計画＞〔平成30年度からの5年間〕

《改定のポイント》

- 誰もが生涯を通して楽しめる「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の一層の推進
- オリンピック・パラリンピックのメダリスト輩出に向けた支援・強化策の確立
- スポーツを通じた活力ある地域社会の実現

【基本方針】 3つの基本方針を連動させながら各施策を着実に実施



【基本目標】 山形の未来を拓くスポーツ文化の創造

※2 山形のスポーツ

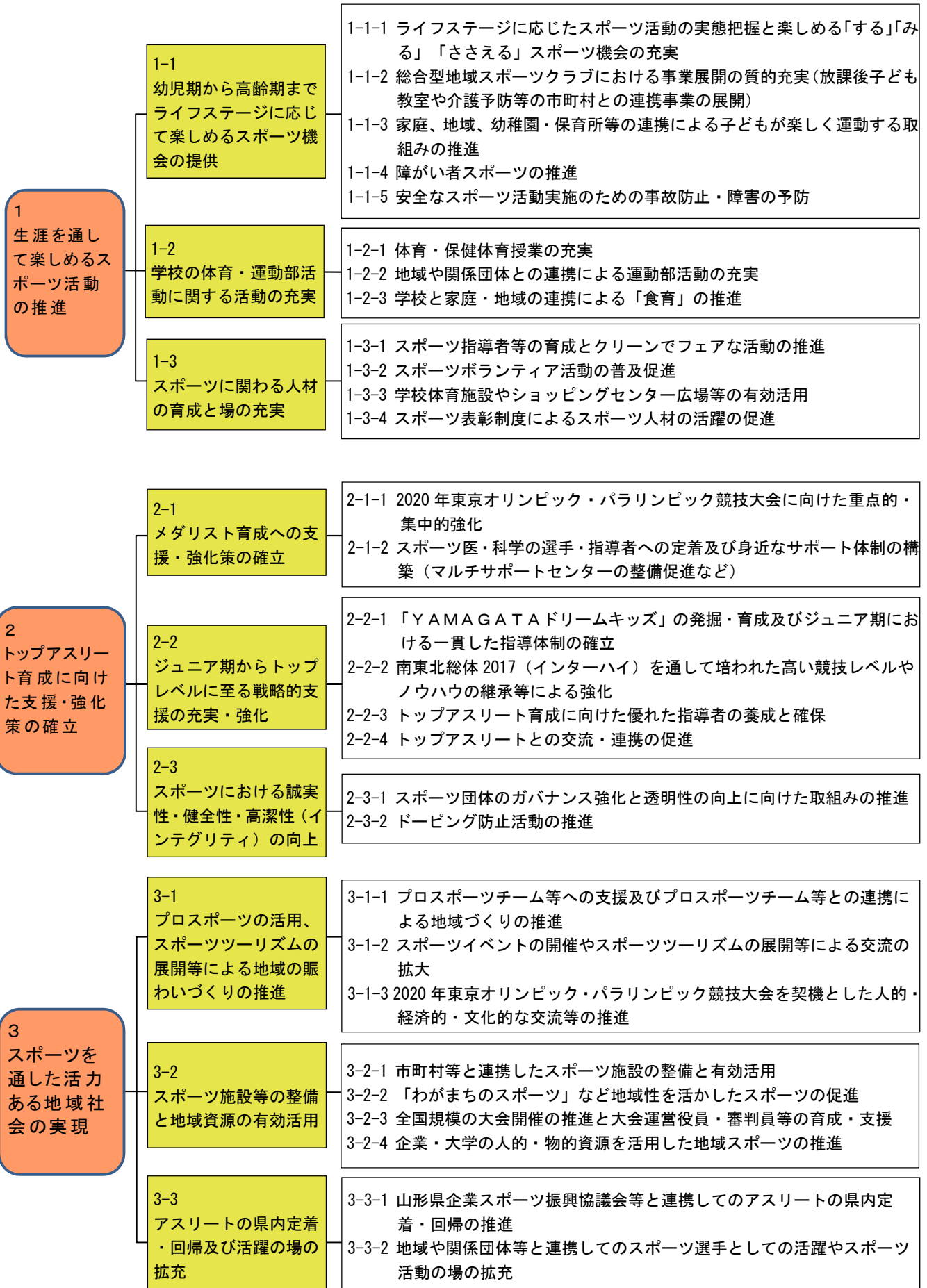
本県では、べにばな国体を契機として地域に根ざしたスポーツや、豊かな自然環境と地域の特性を活かしたスポーツなど、地域と競技団体との密接な連携により発展してきた競技が、国体等の各種全国大会で優秀な成績を収め、本県の競技スポーツを牽引している。特に、カヌーや冬季競技のスキー、スケート等がこの代表的な競技であり、本県の得意競技として育ち、それぞれの競技でオリンピックをはじめ国際大会で活躍する選手も誕生している。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

《基本方針》

《施策展開の方向》

《施策》



基本方針1 生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進

【施策目標】

ライフステージに応じ、楽しみながら「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進とその環境整備を行う。

〔数値目標〕

- ◎成人の週1回以上のスポーツ実施率 ⇒60% (H28: 35.2%)
週3回以上のスポーツ実施率 ⇒30% (H28: 16.7%)
- ◎総合型地域スポーツクラブが行う活動への参加者数
⇒増加させる (H29 想定値(※3): 21,300人)
- ◎子ども(小学生)のスポーツ実施率(1日60分以上)
⇒60% (H29: 小学生男子 54.7%、女子 34.4%)
- ◎スポーツや運動が「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を減らす
⇒10%以下 (H29: 14.7%)

《施策展開の方向》

《施策》

<p>1-1 幼児期から高齢期まで ライフステージに応じて 楽しめるスポーツ機 会の提供</p>	<p>1-1-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の実態把握と楽しめる「する」「みる」「ささえる」スポーツ機会の充実 1-1-2 総合型地域スポーツクラブにおける事業展開の質的充実(放課後子ども教室や介護予防等の市町村との連携事業の展開) 1-1-3 家庭、地域、幼稚園・保育所等の連携による子どもが楽しく運動する取組みの推進 1-1-4 障がい者スポーツの推進 1-1-5 安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防</p>
<p>1-2 学校の体育・運動部活 動に関する活動の充実</p>	<p>1-2-1 体育・保健体育授業の充実 1-2-2 地域や関係団体との連携による運動部活動の充実 1-2-3 学校と家庭・地域の連携による「食育」の推進</p>
<p>1-3 スポーツに関わる人材 の育成と場の充実</p>	<p>1-3-1 スポーツ指導者等の育成とクリーンでフェアな活動の推進 1-3-2 スポーツボランティア活動の普及促進 1-3-3 学校体育施設やショッピングセンター広場等の有効活用 1-3-4 スポーツ表彰制度によるスポーツ人材の活躍の促進</p>

県民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠です。このような観点から、県民の誰もが、興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しめる環境の

※3 想定値

総合型地域スポーツクラブの会員数+会員以外の参加者数で設定。

整備を図ります。その際、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をすることが必要です。

特に、本県の特徴でもある三世代同居率（全国1位）・共働き世帯率（全国2位）・高齢化率（全国7位）等に留意しながら、本県の持つ豊かな自然環境を活かすとともに、地域社会が有する助け合いの精神といった、これまで培ってきた家族や地域の絆を活かしたスポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続して実施できるよう普及・啓発を図ります。

地域のスポーツの推進にあたっては、住民同士が連携・協働して運営する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が、スポーツを通じた地域の課題解決の担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらなる育成とその活動の充実を図っていく必要があります。

生涯にわたりスポーツ活動に取り組むには、幼児期から運動に親しむことが非常に重要であるとともに、子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

子どもの体力については、本県が昭和54(1979)年度から毎年実施している「山形県体力・運動能力調査」（以下「本県調査」という。）によると、**新体力テスト**（※4）に移行した平成11(1999)年からは、総合評価の推移を見ると、向上傾向が見られ、体力水準の高いグループが増加傾向にあります。子どもの体力向上に関するこれまでの施策は、一定の成果を上げていると考えられますが、子どもの体力は昭和60(1985)年頃と比較すると、依然として低い状況にあります。

また、近年、積極的にスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等を引き続き図る必要があります。

このため、子どもが積極的にスポーツに取り組む態度を育成することを目指し、学校、家庭、地域の連携により、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図るとともに、そうした取り組みを通し、子どもの体力の一層の向上を推進します。

※4 新体力テスト

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導に広く活用するために行うもので、平成10年までは「体力・運動能力調査」として実施してきたが、平成11年からは種目を変更して「新体力テスト」として実施している。

また、スポーツを行う際の安全性を確保するため、スポーツ医・科学を活用しつつ、スポーツによって生じる事故・障害等の防止や軽減を図ります。



【総合型地域スポーツクラブ活動の様子】
親子ダンス教室

1-1 幼児期から高齢期までライフステージに応じて楽しめるスポーツ機会の提供

【施策目標】

年齢、性別、障がいの有無を問わず、県民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動を行うようにするとともに、既にスポーツを行っている人々についてはさらなる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ活動等を促進する環境を整備します。

また、安心してスポーツ活動を行えるよう、安全なスポーツ環境を整え、スポーツによって生じる事故・障害等の防止や軽減を図ります。

【現状と課題】

《1-1 現状・課題 1 成人のスポーツ実施状況》

山形県の「県政アンケート調査」(平成 28(2016)年 12 月)結果

(1) 成人のスポーツ実施率

	H22	H28	H28 男女別
週 1 回以上	26.2%	35.2%	男性 37.5%、女性 33.0%
週 3 回以上	11.2%	16.7%	男性 18.9%、女性 14.6%
未実施	22.1%	25.4%	男性 23.1%、女性 27.6%

※H22 の数値は「新世紀やまがた課題調査」(平成 22(2010)年 11 月)より。

平成 22 年に比べると、週 1 回以上、週 3 回以上のスポーツ実施率はいずれも上昇しましたが、目標には達していません。また、未実施率は上昇しています。

男性に比べ女性のほうが週 1 回以上、週 3 回以上ともにスポーツ実施率が低く、未実施率が高い状況にあります。

(2) この 1 年間に行った「スポーツ」や「運動」(上位 5 位まで)

- ・ 「ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)」40.2%
- ・ 「体操(ラジオ体操、職場体操、美容体操、エアロビクス、縄跳び、花のやまがたしゃんしゃん体操などを含む)」31.0%
- ・ 「室内運動器具を使ってする運動」10.8%
- ・ 「ボウリング」9.9%
- ・ 「ランニング(ジョギング)」8.4%

(3) スポーツや運動を行わなかった理由(上位 5 位まで)

- ・ 「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」39.8%
- ・ 「仕事等で体を動かし疲れているから」34.3%
- ・ 「機会がなかった」24.1%
- ・ 「年をとったから」13.4%

- ・ 「仲間がいないから」 13.0%

(4) スポーツの振興を図るために行政が今後力を入れるべき事項

(上位 5 位まで)

- ・ 「年齢層にあったスポーツ・レクリエーションプログラムの開発普及」 41.4%
- ・ 「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」 24.3%
- ・ 「スポーツによる出会いや交流の促進」 21.3%
- ・ 「地域のスポーツクラブやスポーツサークルの育成」 19.0%
- ・ 「スポーツに関する広報活動」 17.5%

上記調査結果から、スポーツ機会の拡充に向けた取組みが必要であり、特に女性のスポーツ参加に向けた取組みが必要です。そのためには、各年齢層や性別等、ライフステージに応じた多様なスポーツを行うための環境を整備する必要があることから、総合型クラブをはじめとする地域内の様々な団体と連携したスポーツの推進を図る必要があります。

《1-1 現状・課題 2 総合型地域スポーツクラブの設立状況》

総合型クラブは、地域の人々に年齢、興味、関心、技術、技能レベルに応じた様々なスポーツ機会を提供することができる、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。

県においては、平成 14(2002)年の総合型クラブ関連事業の開始から 15 年が経過し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」を合言葉に総合型クラブの創設や育成が全県的に進められ、平成 30 年 4 月現在、全ての市町村において設立されています。

クラブ数は増えているものの、会員数は近年減少傾向にあります。安定経営のためには会員の確保は大切ですが、公益的な組織として会員外も含めた広く住民の参加を促す取り組みも求められています。

《1-1 現状・課題 3 総合型地域スポーツクラブの財政基盤》

総合型クラブの自主性・主体性を支える重要な要素である財源については、依然として自己財源率の低いクラブが見受けられるなど、財政基盤の弱い総合型クラブが多くあります。

また、多様な財源の確保が期待できる法人格を取得した総合型クラブは 24.2%、市町村から指定管理者として委託された総合型クラブは 6.5%といずれもまだ少ない状況にあります。これらのことから、総合型クラブにおける自己財源の確保に向けた取組みの充実が大きな課題となっています。

《1-1 現状・課題4 総合型地域スポーツクラブの活動拠点》

総合型クラブの活動拠点施設のほとんどが借用施設で、管理受託率は13%にとどまっています。また、活動拠点施設の約90%が公共施設となっていることから、総合型クラブの多くが、市町村の学校・公共施設に大きく依存していることがうかがえます。よって、既存団体との利用調整や学校の維持管理面から活動場所の確保が困難な場合も多く見られます。

《1-1 現状・課題5 広域スポーツセンター(※5)》

県は、総合型クラブの創設や運営・活動を効率的に支援するための広域スポーツセンターを県内5ヶ所に設置しました。その結果、県内のほとんどの市町村に総合型クラブが創設されるなど成果を上げています。今後は、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、各総合型クラブの経営の安定化や地域の課題解決に向けた取組みへの支援が必要になってきています。

また、総合型クラブをはじめとする**地域スポーツクラブ(※6)**の組織運営が円滑かつ効率的に行われるためには、優れた組織運営能力を有する専門的な人材であるクラブマネジャーの養成が必要です。

《1-1 現状・課題6 子どもの運動習慣》

小学校の早い段階から、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化の傾向が認められることなどから、将来にわたりスポーツをする子どもを育成するため、家庭や地域の連携により幼児期からの積極的な取組みが重要となっています。

《1-1 現状・課題7 地域における子どものスポーツ活動》

スポーツ少年団は、「スポーツ活動を中心とした人間形成」を目的として、発育発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して青少年の健全育成に寄与してきました。特に、本県においては、小学生のスポーツ少年団加入率は全国上位(平

※5 広域スポーツセンター

各都道府県において広域市町村圏内の総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担い設置されているもの。本県では、県内5ヶ所(県スポーツ保健課内と各教育事務所内)に広域スポーツセンターを設置している。

※6 地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、単一種目スポーツクラブ等の総称。

成 28 年度：27.4%、全国 2 位)に位置し、小学生を中心とした特徴あるスポーツ環境を形成しており、更なる充実が期待されています。

スポーツ少年団に加入していない子どもたちの地域におけるスポーツ機会の場として、総合型クラブ等による活動が重要であると考えられますが、スポーツ指導者の確保が十分にできていないことや、スポーツ指導者の派遣等、学校における体育に関する活動との連携も不十分な状況にあります。

《1-1 現状・課題 8 障がい者のスポーツ環境》

スポーツ基本法において、スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められています。地域スポーツにおいては、障がい者のスポーツ活動に知見のあるスポーツ指導者の確保や障がい者に配慮した施設・設備の整備が課題となっています。

《1-1 現状・課題 9 スポーツ事故》

あらゆるスポーツ活動において、全体計画や指導計画についての事前確認等の事故防止のための取組みが不可欠です。

スポーツ事故は、公益財団法人スポーツ安全協会山形支部の「スポーツ安全保険」の支払い状況によると、年間約 1,900 件の傷害保険支払い実績があります。これらのスポーツ事故・障害等の防止及び軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。

そのためには、スポーツ用具の安全性を確保することや、実技指導にあたるスポーツ指導者が、安全に関する知識・技術を習得して指導に活用することが重要です。しかし、現場のスポーツ指導者が、常に最新のスポーツ医・科学に基づく安全に関する知見を習得し続けることは容易ではありません。

また、スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが重要であり、県内の公共施設等においては A E D の更新・増設を進めてきました。

【今後の具体的施策展開】

1-1-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の実態把握と楽しめる「する」「みる」「ささえる」スポーツ機会の充実

(1) 県の役割

- ① 各年齢層や性別等、ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把

握する調査研究を定期的実施・検証したうえで、県の関係部局間で連携し、住民のライフステージ及び多様なニーズに対応したスポーツ活動を促進します。

- ② スポーツ愛好者の増加と交流を一層促進するため、ソフトバレーボールやグラウンドゴルフなどの競技を行う「県スポーツ・レクリエーション祭」の充実を図ります。
- ③ 県内民間事業者において、従業員の健康づくりを経営上の観点から戦略的に実践する「健康経営」(※7)の取組みの促進が図られるよう、ビジネスパーソンもしくは事業者単位でのスポーツ参加機会の充実を図ります。
- ④ 不特定多数の方が利用するショッピングセンターや商店街、公民館等の身近な場所で、ウォーキング等気軽に健康づくりができる拠点を「やまがた健康づくりステーション」と位置付け、企業や地域団体による拠点創設を支援します。

(2) 県・市町村の役割

- ① 公益財団法人山形県体育協会(以下「県体育協会」という。)等のスポーツ団体と連携し、国が策定するスポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「スポーツ推進アクションガイド(ガイドライン)」(※8)の活用により、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図ります。
- ② 市町村において、住民が取り組んだ健康づくりをポイントに換算し、一定ポイントに達すると協力店で特典が受けられる制度の普及拡大に努めます。

※7 健康経営

従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上など、企業の活性化をもたらす、企業価値の向上につながると期待されている。

※8 スポーツ推進アクションガイド

国が策定する「第2期スポーツ基本計画」に基づき、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的実施のための方策等について整理したガイドライン。

- ③ 総合型クラブ等のスポーツ団体と連携し、先進事例の活用等により、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会の提供及びイベント時の託児所の設置等の女性がスポーツに参画しやすい環境の整備に努めます。
- ④ **スポーツ推進委員（※9）**との連携により、地域住民のスポーツ活動の一層の推進を図ります。

(3) 市町村に期待する役割

- ① 若者が身近にスポーツに親しむことができる交流の場を設定するなど、スポーツ活動に参加しやすい機会を設定すること。
- ② 本県の特徴でもある三世代同居率、共働き世帯率の高い状況を踏まえ、親と子、祖父母と孫が、ともに参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催等を通じた、スポーツ活動へのきっかけづくりに取り組むこと。
- ③ 高齢者が無理なく日常的に取り組むことのできるスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、地域スポーツクラブの指導者やスタッフとしての参画など、スポーツを通じた社会参加を促すこと。
- ④ 「**チャレンジデー**」（※10）等の住民総参加型のスポーツイベントの実施により、住民のスポーツの習慣化、関係団体や住民間の協力体制の強化、地域の活性化を図ること。
- ⑤ 子どもから高齢者、障がい者も参加できるスポーツイベント等の実施により、住民がスポーツを行う機会を提供するとともに、スポーツを通じた住民の相互理解や地域コミュニティの再生を図ること。

※9 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。

※10 チャレンジデー

人口規模がほぼ同じ自治体間で、午前0時から午後9時までの間に、15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の数（参加率%）を競う住民総参加型のスポーツイベント。日本では1993年から笹川スポーツ財団がコーディネーターを務めて開催している。

(4) スポーツ団体等に期待する役割

- ① 総合型クラブは、スポーツ実施率が低い世代や女性等の層を対象としたプログラム、障がい者も参加できるプログラムの開設等により、多くの住民のスポーツ活動への参加を促進すること。
- ② 総合型クラブは、学校や関係団体との連携を図り、部活動指導員としての指導者派遣や、生徒の多様なニーズに応じた活動を設定するなど、多くの子どもたちがスポーツを楽しめる環境について検討すること。
- ③ 地域スポーツクラブは、スポーツ愛好者の増加が図られるよう、これまでの活動を一層充実し、会員を拡大していくこと。
- ④ 本県を拠点に活動するプロスポーツチーム（モンテディオ山形、東北楽天ゴールデンイーグルス、パスラボ山形ワイヴァンズ）等においては、産学官民との連携をさらに強めつつ、広く県民に対しスポーツに親しむ機会を提供すること。

(5) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び総合型クラブ等のスポーツ団体は、国が策定する高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」(※11)を活用し、既存の介護予防の取組みとも連携しながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図ります。

1-1-2 総合型地域スポーツクラブにおける事業展開の質的充実(放課後子ども教室や介護予防等の市町村との連携事業の展開)

(1) 県の役割

県体育協会及び県総合型クラブ連絡協議会等と連携し、県内5箇所の広域スポーツセンターの運営等により、総合型クラブが、放課後子ども教室や高齢者介護予防事業等の市町村との連携事業等により地域の課題

※11 スポーツプログラム

国は「第2期スポーツ基本計画」に基づき、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定することとしている。

解決に向けた重要な役割を果たすとともに、安定した経営が図られるよう以下の取組み等により支援します。

〈総合型クラブ育成支援〉

- ・ 専門家を招いた総合型クラブ経営相談会や研修会等
- ・ 県内の総合型クラブの関係者が一堂に会する「総合型スポーツクラブサミット」の開催等による関係者間の情報交換・連携促進

〈人材養成〉

- ・ 安定した運営を図るためのクラブマネジャー養成セミナーの開催

〈スポーツ情報提供〉

- ・ 県広域スポーツセンターホームページによる総合型クラブの活動状況、指導者情報、イベント情報、各種助成金情報等の提供

〈市町村・総合型クラブ訪問〉

- ・ 市町村訪問による総合型クラブへの支援・連携及び総合型クラブの周知・広報活動への協力依頼等
- ・ 総合型クラブ訪問による個別課題（会員増減や財源確保等）、市町村との連携に向けた助言等

〈認知度の向上〉

- ・ 公益性の高い総合型クラブへの発展を図るためのNPO等の法人格の取得促進
- ・ 総合型クラブの認知度向上のための各種広報媒体の積極的な活用

(2) 市町村に期待する役割

- ① コミュニティの核となりつつある総合型クラブが、安定かつ継続的に運営されるよう、総合型クラブに対する支援や総合型クラブとの連携事業を一層推進すること。

また、地域スポーツクラブの多くが、学校体育施設・公共施設の利用に大きく依存していることから、円滑な施設利用が図られること。

- ② スポーツ少年団や単一種目スポーツクラブに対して、総合型クラブへの参画や発展を促すこと。

また、総合型クラブへの展開を目指す地域スポーツクラブに対して総合的な支援に努めること。

(3) 県体育協会の役割

県と連携し、国が策定することとしている、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みに基づき、総合型クラブの登録・認証等の制度の整備に向けて検討を行います。

1-1-3 家庭、地域、幼稚園・保育所等の連携による子どもが楽しく運動する取組 みの推進

(1) 県の役割

- ① 幼児期（3～6歳）が様々な遊びを通して身体の諸機能の発達が促される時期であることから、スポーツ団体等と連携し、幼児が自発的に楽しみながら、体を動かす遊びを中心とした身体活動を生活全体で確保することができるよう、「**幼児期運動指針**」(※12)や「**幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム**」(※13)の普及、活用の促進等により保育環境の向上を図ります。また、家庭や幼稚園、保育所等における幼児の身体活動の推進のため、保護者や保育者への幼児期における身体活動の重要性についての意識付けを図ります。
- ② 子どものスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校、**学校体育団体**(※14)、競技団体、障がい者スポーツ団体等が各組織間で情報を共有する機会を設けます。
- ③ 「山形県少年少女スポーツ交流大会」の開催を支援することにより、スポーツ少年団相互の友好と交流を促進します。

※12 幼児期運動指針

文部科学省が設置した「幼児期運動指針策定委員会」において、平成24年3月に策定した幼児（3歳から6歳の小学校就学前の子ども）期における運動の在り方についての指針。

※13 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム

平成26年度に公益財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団）が作成した、幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラム。

※14 学校体育団体

小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟。

(2) 県・市町村の役割

- ① 小学生の運動経験の充実のため、総合型クラブやスポーツ少年団等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」(※15)等の運動遊びプログラムの普及、活用により、放課後子ども教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進するとともに、地域の様々なスポーツ活動を通して子どもの運動経験の充実に努めます。
- ② 関係機関と連携し、運動・スポーツへ苦手意識を持っている児童生徒や、運動部活動へ積極的に関わりを持たない生徒が、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」、総合型クラブ等において運動に親しむ場や機会を増やす取組みを支援します。
- ③ 地域における子どものスポーツ機会を充実させるため、総合型クラブやスポーツ少年団の活動を支援します。

(3) 関係団体等に期待する役割

- ① 幼稚園・保育所等は、幼児が自発的に体を動かす運動的な遊びに取り組めるような、遊び場や運動場等の整備を促進すること。
- ② 総合型クラブは、子どもの体力向上に向けた保護者の理解促進が図られるよう、保護者が参加するプログラムを提供すること。
また、乳・幼児を育てながらでも参加できるよう、授乳室や託児室等を準備すること。
- ③ スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心にしながら、野外活動、レクリエーション活動、文化活動、社会活動等、領域の広い工夫ある活動を通して、青少年の心身の健全育成に貢献すること。

※15 アクティブ・チャイルド・プログラム

平成 22 年度に文部科学省が公益財団法人日本スポーツ協会に委託し作成した、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム。

また、広く地域に活動が理解されることにより、小学生の加入率の向上と中学生・高校生のリーダーとしての団活動を継続すること。

また、幼児期から体を動かす楽しさを経験できるような環境づくりを行うこと。

- ④ スポーツ少年団は、スポーツとの出会いの場としての役割を果たし、将来的な技能向上に結びつく基本的な技能習得や全体的な運動能力の発達を促しながら、無理なく段階を追って意欲や楽しさが増すような指導方法を一層実践すること。

また、県は、その具体的かつ適切な運動プログラムの例として「山形県スポーツタレント発掘事業」等での実践例を提供し、活用の促進を図ります。

1-1-4 障がい者スポーツの推進

(1) 県の役割

特別支援学校や関係団体等と連携し、障がいの有無に関らず、ともに体を動かす喜びを味わう活動が展開できるような、学校における体育・スポーツ授業の在り方について検討します。

(2) 県・山形県障がい者スポーツ協会の役割

- ① 障がい者スポーツに対する県民の理解をさらに深めるため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ交流会の開催などにより、障がい者と健常者の交流等を推進します。
- ② 障がい者スポーツボランティアバンクなどにより障がい者スポーツを支える人材の確保に向けた取組みの充実を図ります。

(3) 県・市町村の役割

公共スポーツ施設において、障がい者を含む全ての県民が楽しく安全にスポーツ活動ができるように、ユニバーサルデザイン化に努めます。

(4) 市町村に期待する役割

子どもから高齢者、障がい者も参加できるスポーツイベント等の実施により、住民がスポーツを行う機会を提供するとともに、スポーツを通

した住民の相互理解や地域コミュニティの再生が図られること。(再掲)

(5) 関係団体等に期待する役割

総合型クラブは、スポーツ実施率が低い世代や女性等の層を対象としたプログラム、障がい者も参加できるプログラムの開設等により、多くの住民のスポーツ活動への参加を促進すること。(再掲)

1-1-5 安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防

(1) 県の役割

スポーツ指導者、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ事故・障害等に関わる最新のスポーツ医・科学的な知見を学習するための研修会を実施します。なお、実施にあたっては、対象者のニーズに対応した内容とすることなどにより理解の促進を図ります。

(2) 市町村に期待する役割

スポーツ事故・障害等の予防やAEDの操作方法についての講習会等により、住民の安全なスポーツ活動の推進が図られること。

(3) 学校・関係団体等に期待する役割

- ① 各学校及びスポーツ団体等は、スポーツ活動の全体計画や指導計画を複数の目で点検・確認を行うことなどにより事故の防止を図るとともに、事故発生時の対応について整備すること。
- ② 各学校及びスポーツ団体等は、主催する大会等におけるAED設置や各チームのAED携行等を奨励すること。

1-2 学校の体育・運動部活動に関する活動の充実

【施策目標】

教員の体育・スポーツにおける指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の授業の充実、部活動指導員や外部指導者を活用した運動部活動の活性化等により、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒がスポーツや運動の楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図ります。

【現状と課題】

《1-2 現状・課題 1 学校における体育》

学校における体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものです。

しかし、運動やスポーツの好きな児童生徒の割合が高まったこと、スポーツとの多様な関わりが身に付いたなどの成果がある一方で、児童生徒が、習得した知識や技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手にわかりやすく伝えることなどに課題が見られます。

これらの成果と課題を受けて、平成 29(2017)年に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、平成 30(2018)年に高等学校の学習指導要領の改訂が予定されており、体育科、保健体育科では、小学校から高等学校までの 12 年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、小学校、中学校、高等学校、それぞれの接続や見通しを重視し、系統性を踏まえた指導内容が示されました。

指導体制の充実を図るためには、小学校では体育専科教員の配置、中学校・高等学校では専門性を有する地域のスポーツ指導者の導入を促進することが有効ですが、全体としてはその活用の実態は十分とは言えない状況です。

また、全国調査によると、本県の子ども（小学生）のスポーツ実施率（1日 60 分以上）は 5 割に達しておらず、積極的にスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもの二極化も認められることから、運動習慣が身につけていない児童・生徒が、スポーツに対する興味・関心をもつような取組みなどにより、小学生から積極的にスポーツに関わる態度を育成する必要があります。

《1-2 現状・課題 2 児童・生徒の体力・運動習慣》

児童・生徒の体力は、本県調査によると、昭和 50 年代後半をピークに低下傾向が見られましたが、新体力テストに移行した平成 11(1999)年からは向上傾向が見られ、総合評価の推移を見ると、体力水準の高いグループが増加傾向に

あります。しかし、昭和 60(1985)年頃と比較すると、依然として低い状況となっています。

《1-2 現状・課題 3 安全面の配慮》

体育・保健体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動においては、重大な事故が報告される場合もあり、安全面での更なる配慮・工夫が求められています。

《1-2 現状・課題 4 運動部活動》

教員の負担軽減の観点から、平成 29(2017)年に学校教育法施行規則が改正され、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員が制度化されました。

本県の運動部活動については、運動部加入率や、委嘱している外部指導者の数が、全国的に見ても高い状況にあり、運動部活動実態調査（平成 27 年度）では、休養日を適切に設けている学校が全国に比して多い状況ですが、県・市町村は、顧問教員の負担軽減及び指導体制の充実のため、部活動指導員の導入を一層進めていく必要があります。

《1-2 現状・課題 5 食育の取組み》

本県では朝食摂取を含めた食育の実践的な取組みを行っています。

朝食の摂取と体力との関係は、本県調査によると、朝食を毎日食べる児童生徒は、食べない児童生徒より新体力テストの合計点が高い傾向にあり、今後とも食育による朝食欠食率などの改善に向けた取組みを強化していく必要があります。

今後、食に関する指導に当たっては、関係する教科等の取組みを中心としたうえで、地域や学校の実情に応じ、栄養教諭等の専門性を有する教職員及び地域の有識者等の協力を得ながら、計画的、継続的に取り組むことが重要です。

【今後の具体的施策展開】

1-2-1 体育・保健体育授業の充実

(1) 県の役割

- ① 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎を培う観点から、学習指導要領の指導内容に基づき、研修会の実施や指導資料等を作成し、各学校において授業で活用しながら研究を重ね、教員の資質

向上を図り、主体的・対話的で深い学びの定着を目指します。

- ② 子どもが運動する楽しさを実感し、体力の向上が図られるよう「**楽しく体を動かそう！**」DVD(※16)の体育授業等での活用を推進します。
- ③ 新体力テストの結果等により本県の児童・生徒の体力の傾向を把握し、児童・生徒が運動することを楽しいと思うような取組みを通して、体力向上につなげていきます。
- ④ 体育に関する活動での安全確保を図るため、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止や障害の予防・早期発見に関する知識について、教職員、指導者及び生徒への普及啓発を図ります。

(2) 県・市町村の役割

児童・生徒が積極的にスポーツに関わる態度を育成するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連のプログラム・イベント等をはじめとしたトップスポーツやトップアスリートとの交流等を通し、スポーツを観戦・体験する機会の創出に努めます。

(3) 市町村に期待する役割

中学校における体育授業の安全かつ効果的な指導のために、地域のスポーツ指導者の積極的な活用等による指導体制の充実や、施設・設備等の整備が図られること。

(4) 学校・広域スポーツセンターの役割

地域スポーツクラブや関係団体等と連携し、体育・保健体育の授業や体育的行事における指導者として、地域のスポーツ指導者やトップアスリートの経験を有する人材等の積極的な活用に努めます。また、広域スポーツセンターにおいては、個々の総合型クラブと連携を図りながら、適切な人材派遣を可能にする体制整備を推進します。

※16 「楽しく体を動かそう！」DVD

平成26年度に、山形県スポーツタレント発掘事業において提供されているプログラムの中から子どもが楽しみながら体力向上を図ることができるメニューをDVD化し、県内小学校に配布したものを。

(5) 学校の役割

- ① 学校行事や学年行事等に、地域の特色を活かしたスポーツ等の体育的活動を積極的に取り入れることにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むことに努めます。
- ② 小中学校では、これまで実践されてきた、主に業前、業間、放課後等において実施される「1学校1取組み」(※17)を継続するなど、日常的な運動習慣づくりの取組みを奨励します。
- ③ 児童生徒の実態に応じた体力向上の取組みを充実させるため、「新体力テスト」の実施に努めます。

1-2-2 地域や関係団体との連携による運動部活動の充実

(1) 県の役割

- ① 運動部活動については、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)において、運動部活動を持続可能なものとするため、活動時間の上限や休養日の設定などが示されました。県では、運動部活動の実態調査結果(平成30年度実施)をもとに、外部委員で構成される検討委員会において適切な運動部活動の取組みに関する本県の「運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、学校と地域が協働・融合した運動部活動の実践に努めます。
- ② 教員の代わりとなり部活動の指導や大会等への引率を単独で行うことが可能な部活動指導員の配置を進め、部活動指導体制の充実を推進するとともに、部活動の質的な向上を図ります。
- ③ 運動部活動指導者研修会等を開催し、顧問の指導力の向上を図るとともに、適切な指導の在り方等について徹底を図ります。また、「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月)を活用し、適切な部活動運営の考え方について学校と外部指導者との共有化を図ります。

※17 1学校1取組み

小学校・中学校が主体的に行う体力づくりのための活動で、休み時間における縄跳びの奨励等がある。

(2) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び学校体育団体においては、退職した教員等の適切な指導を行える部活動指導員及び外部指導者の確保に向けた仕組みづくりについて、「リーダーバンクやまがた情報システム」(※18)の活用も含め検討します。

なお、市町村においては、県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定を進めます。

(3) 学校の役割

- ① 市町村等の方針に則り、毎年度「学校の運動部活動の在り方に係る活動方針」を策定します。
- ② 長期的な視点に立ったアスリート育成の観点から、個々の児童生徒の特性や発達段階を踏まえながら、学業とスポーツ活動のバランスを図り、本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めます。

(4) 学校・関係団体等の役割

各学校では、少子化へ対応しながら運動部活動の充実を図るため、合同による活動、地域スポーツクラブとの積極的な協力による活動、シーズン区分による異なる種目での活動、部活動指導員・外部指導者の活用等、実態に応じた柔軟な対応を積極的に取り入れること。

また、学校体育団体等では、主催する大会等について、各学校の実態を踏まえた柔軟な運営方法を検討することが期待されます。

1-2-3 学校と家庭・地域の連携による「食育」(※19)の推進

県・市町村の役割

児童生徒の健全な心身の成長を目指し、食による健康づくりを推進するため、本県の豊かな食材を活用しながら、栄養教諭等が中心となって家庭と協力し食育の取組みを実践するほか、学校給食を活用した「地産地消」を推進するなど、学校と家庭・地域の連携による食育を推進します。

※18 リーダーバンクやまがた情報システム

広域スポーツセンターにおいて、指導者に関するデータの収集と提供を一体的に行うサービスシステム。

※19 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

1-3 スポーツに関わる人材の育成と場の充実

【施策目標】

地域住民やスポーツ団体等のニーズ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプや国内外のトップチームの合宿等誘致を踏まえつつ、スポーツ指導者やボランティア等のスポーツを支える人材の確保・養成を図るとともに、人材の育成を通してフェアプレイ精神の醸成に努めていきます。また、学校体育施設等の有効活用やスポーツ施設以外のスペースも含めた地域における身近なスポーツ活動の場の確保を図ります。

【現状と課題】

《1-3 現状・課題 1 スポーツ指導者》

スポーツ指導者は、スポーツを「支える(育てる)人」の重要な要素の一つであり、県体育協会や各競技団体、山形県レクリエーション協会をはじめ、多くのスポーツ団体においても養成や研修が行われています。また、スポーツ指導者は、全国規模の大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプや国内外のトップチームの合宿等を支えるうえで必要な人材です。

しかし、地域の指導者の活動実態の状況把握が十分ではありません。さらに、資格を有するスポーツ指導者が活躍する場や機会が少ないことに加え、指導者と指導を受ける側のそれぞれが希望する指導内容・方法等が必ずしも一致しない状況が見られます。

《1-3 現状・課題 2 スポーツ推進委員》

スポーツ推進委員は、平成29(2017)年度には785名が市町村から委嘱されており、男女別では女性の割合が低い状況です(平成29年度：男性71.1%、女性28.9%)。また、その活動内容については、スポーツ基本法により、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されました。

現状では、実技指導や市町村が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務は概ね実施されていますが、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ全般にわたるコーディネーター等の取組みは十分でない面も見られます。

スポーツ推進委員については、今後スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整等、新たな役割に対応することが課題となっています。

《1-3 現状・課題3 フェアプレイ精神の醸成》

各学校やスポーツ団体等において、体育の授業や各種大会等を通してフェアプレイ精神の醸成に取り組んでいるところです。

フェアプレイ精神はスポーツの価値の根幹であり、スポーツの場面に限らず日常生活にも通じるものであることから、青少年の健全な精神の育成等のため、今後も重点的な取組みを進めていく必要があります。

《1-3 現状・課題4 スポーツにおける環境活動の取組み》

本県では、地域環境ひいては地球環境にかける負担の軽減のため、環境活動を推進しているところであり、本県スポーツ関係者においても環境改善に資する取組みを進めていくことが望まれます。

《1-3 現状・課題5 スポーツボランティア》

市町村主催のマラソン大会、モンテディオ山形のホームゲームをはじめ各種スポーツ大会や合宿等の運営において、スポーツボランティアの重要性が認識され、近年積極的に活用されています。今後のスポーツ活動の推進のためには、スポーツボランティアの普及が課題となっています。

ボランティアは、全国規模の大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ、国内外のトップチームの合宿等を支援するうえでも必要です。

《1-3 現状・課題6 学校体育施設》

学校体育施設は、授業や運動部活動を展開する基礎的な環境要件であり、児童生徒の活動の場とともに、地域住民へのスポーツ環境の提供という観点からも、用具・器具の整備等を含めた一層の充実を図る必要があります。

《1-3 現状・課題7 学校体育施設の有効活用》

地域におけるスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、近年、減少傾向にあります。特に、小学校の施設数が減少した背景には、少子化に伴う学校の統廃合等が影響しています。

「学校体育施設」の開放事業については、生涯スポーツ推進施策の一つであるスポーツ環境の整備として、「地域スポーツ活動の場の確保」及び「コミュニティの再生」を目的に、学校教育活動に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動のために実施しています。しかし、地域住民のニーズに十分に対応できていないという指摘もあります。

このため、学校体育施設は、学校が地域住民へ場を提供する「開放型」から「共同利用型」への移行(※20)を一層促進し、設置者、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して担うことで、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図っていくことが課題となっています。

また、公共施設等を利用する地域スポーツクラブが多いことから、定期的な活動が十分にできないなど、施設の有効活用の面が課題となっています。

《1-3 現状・課題 8 スポーツ褒賞制度》

現在行われているスポーツ賞の授賞については、競技力向上の意欲を高めるとともに、県民のスポーツへの興味・関心の高まりにつながることから、継続的な取り組みが必要です。

【今後の具体的施策展開】

1-3-1 スポーツ指導者等の育成とクリーンでフェアな活動の推進

(1) 県の役割

- ① スポーツ指導者を活用するための情報システム「リーダーバンクやまがた」（登録者数約 100 人／H30 年 2 月現在）について、学校や総合型クラブ、スポーツ少年団等に幅広く周知して利用の拡大を図るとともに、指導者研修会参加者等に呼びかけて登録者数の増に努めます。

また、県内 5ヶ所に設置する「県広域スポーツセンター」では、スポーツ推進委員等多くのスポーツ指導者（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等約 8,000 人／H29 年 10 月現在）に対して、学校や総合型クラブ、スポーツ少年団等での活動機会の情報提供に努めます。

- ② 山形県環境保全率先実行計画では、県が主催又は構成員となって関わるイベントについて「山形県エコイベント指針」に基づき、環境への影響を最小限にするよう努めることとしていることから、あらゆる機会を通して、スポーツにおける環境活動の重要性の意識啓発に努めます。

※20 学校体育施設の「開放型」から「共同利用型」への移行

設置者、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して担い、地域住民の立場に立った積極的な利用促進のための方策。

(2) 県・市町村の役割

- ① 地域スポーツ、全国規模の大会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ、国内外のトップチームの合宿等を支援するために、スポーツ団体と連携して講習会等を開催し、資質の高い指導者や運営スタッフ等の養成に努めます。
- ② 子どものスポーツに携わる指導者の養成にあたっては、子どもの発達段階に応じ、スポーツ医・科学的知見を取り入れた指導や、スポーツに対する意欲や楽しさが増すような指導が実践されるよう充実を図ります。

(3) 市町村に期待する役割

スポーツ推進委員として、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割を担える熱意と能力のある人材を発掘し、県と連携してその養成に努めること。

(4) 学校の役割

体育の授業を通して、スポーツや運動の多様性やその価値に触れるとともに、フェアプレイ精神の醸成が図られるよう指導の充実努めます。特に各学校における運動会・体育行事等や学校体育団体等が主催する各種大会では、参加者のフェアプレイ精神が反映される運営に努めることが望まれます。

(5) 関係団体等に期待する役割

競技団体、学校体育団体及び地域スポーツクラブにおいては、事務・事業実施における環境への配慮、イベント等開催時における「山形県エコイベント指針」を踏まえた活動、大会プログラム・機関紙等を活用した環境活動の啓発、子どもたちへの環境活動の意識付けなど、環境に配慮した取組みを実践すること。

1-3-2 スポーツボランティア活動の普及促進

県・市町村の役割

プロスポーツチームのホームゲームや全国規模の大会、国内外のトップチームの合宿などを通して、大会運営や合宿のサポートなどのボランティア活動を普及させ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技

大会等の事前キャンプ、高齢者や障がい者のスポーツ活動等を支援するとともに、県民のスポーツボランティアへの関心を高めることに努めます。

1-3-3 学校体育施設やショッピングセンター広場等の有効活用

(1) 県・市町村の役割

- ① 学校体育施設の耐震化を推進するとともに、施設の充実を図ります。
- ② 学校体育施設を建設・改修する場合、出入口を校舎から独立して設けるなど、総合型クラブ等の地域スポーツクラブの利用に配慮した公共の施設づくりに努めます。
- ③ 学校体育施設を積極的に開放し、学校が地域住民へ場を提供する「開放型」から、学校・地域社会が利用に係る調整等を協働して行う「共同利用型」への移行に努めます。

(2) 市町村に期待する役割

- ① 学校体育施設や公共スポーツ施設等について、地域の課題解決を担う地域コミュニティの核となる機能の充実・強化を図り、地域住民の交流の場となるよう、事務局、談話室等を備えたクラブハウスの整備を推進すること。
- ② 公共の施設について、施設の有効活用が図られ、地域の課題解決に向けた取組みが促進されるよう、総合型クラブ等の団体が管理運営を担える状況を作り出すなど、指定管理者制度を積極的に活用すること。

(3) 学校・関係団体等に期待する役割

各学校及び地域スポーツクラブ等は、スポーツ施設等の使用にあたって、年齢層の異なる団体との合同でのスポーツ活動等により、スポーツを通じた交流を図ること。

(4) 関係団体等に期待する役割

本県を拠点に活動するプロスポーツチームやスポーツ団体等においては、地域住民との交流やスポーツイベント等の場として、ショッピング

センター広場等の地域住民が集まる場を有効活用することにより、県民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」きっかけとなる機会を提供すること。

1-3-4 スポーツ表彰制度によるスポーツ人材の活躍の促進

県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村、体育協会及び競技団体等は、スポーツで優秀な成績を収めた者やスポーツの振興に貢献した者等の功績を讃えることにより、住民のスポーツへの興味関心を高め、スポーツ活動の推進に努めます。



【プロスポーツチームとの交流】

モンテディオ山形サッカー教室

(写真提供：(公社)山形県スポーツ振興 21 世紀協会)

基本方針2 トップアスリート育成に向けた支援・強化策の確立

【施策目標】

ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材の養成システムの構築及びスポーツ環境の整備により、国際大会や全国大会で活躍する選手を数多く育成する。

〔数値目標〕

- ◎オリンピック・パラリンピックでのメダリスト輩出
- ◎国体の天皇杯順位 ⇒全国 20 位台 (H29 : 31 位)
- ◎インターハイ入賞数 ⇒夏季 : 40 以上 (H29 夏季 : 60)
冬季 : 15 以上 (H29 冬季 : 26)

《施策展開の方向》

《施策》

2-1 メダリスト育成への 支援・強化策の確立	2-1-1 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた重点的・集中的強化 2-1-2 スポーツ医・科学の選手・指導者への定着及び身近なサポート体制の構築（マルチサポートセンターの整備促進など）
2-2 ジュニア期からトップ レベルに至る戦略 的支援の充実・強化	2-2-1 「YAMAGATA ドリームキッズ」の発掘・育成及びジュニア期における一貫した指導体制の確立 2-2-2 南東北総体 2017（インターハイ）を通して培われた高い競技レベルやノウハウの継承等による強化 2-2-3 トップアスリート育成に向けた優れた指導者の養成と確保 2-2-4 トップアスリートとの交流・連携の促進
2-3 スポーツにおける誠実 性・健全性・高潔性（イ ンテグリティ）の向上	2-3-1 スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組みの推進 2-3-2 ドーピング防止活動の推進

本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与え、自信と誇り、郷土愛を育み、活力ある県勢発展に大きく寄与するものです。

このようなことから、国体や各種全国大会に向けた年次的な強化策を展開し、総合的かつ安定的な強化基盤を確立していくとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた重点的かつ集中的な強化策と、その後も見据えた長期的視点での競技力の強化体制の構築を図ります。

このため、優れた素質を持つジュニア期の選手を早期に発掘し、組織的・計画的にトップレベルの選手に育成する一貫した指導体制を確立するとともに、競技力向上を図るため、次代を担う新たな指導者を計画的に養成・確保するなど、人材の養成を図ることが必要です。

また、本県において全国規模の大会を開催し、日本のトップアスリートのプレイを身近に観戦することは、県民に大きな夢と感動をもたらし、ひいては県民自らがスポーツに取り組む意欲を高め、競技人口の拡大と競技力向上を図るうえでも有意義なことです。さらには、全国大会の開催や運営等を通して、県民のスポーツに対する関心が高まり、スポーツの推進に寄与するとともに、地域の活性化につなげることを目指します。



【キッズキャンプの様子】
YAMAGATAドリームキッズ



【南東北総体 2017(インターハイ)での活躍の様子】
(写真提供：山形新聞社)

2-1 メダリスト育成への支援・強化策の確立

【施策目標】

オリンピック・パラリンピックでのメダリスト輩出を目指し、重点的・集中的強化及びスポーツ医・科学に基づくサポートの充実を図ります。

【現状と課題】

≪2-1 現状・課題1 トップレベルでの活躍≫

本県では、これまで「感動と活力を生み出す力強いスポーツ山形」の実現を目指して、全国トップレベルで活躍する選手・チームを育成・強化し、各種全国大会での活躍に向けた競技力向上の取組みを行ってきました。この結果、以下の成績が収められました。

〈オリンピック競技大会〉

冬季ソチ大会（2014年）：2人出場、1人入賞

リオデジャネイロ大会（2016年）：2人出場、1人が3種目での入賞

冬季平昌大会（2018年）：6人出場、4人入賞

〈パラリンピック競技大会〉

冬季ソチ大会（2014年）：1人出場

〈世界大会〉

世界水泳選手権大会（2017年）：個人 銀メダル

世界新体操選手権大会（2017年）：団体 銅メダル

べにばな国体開催を契機に強化されたカヌー競技・スケート競技等については、各種全国大会においてトップレベルで活躍し、オリンピックをはじめ国際大会に出場する選手も育っており、サッカーの「モンテディオ山形」、バスケットボールの「山形銀行ライヤーズ」等とともに、本県スポーツの牽引役を果たしています。

≪2-1 現状・課題2 スポーツ医・科学≫

競技力向上を図るには、従来の経験や実践練習に加えて、科学的トレーニングやコンデショニング指導の必要性が大きくなっています。さらに、近年は大会や合宿等の実践現場において、健康・コンデショニングの管理、ドーピング防止の指導等、医・科学分野の重要性も高まっています。

このことから、本県においては、本県アスリートの医・科学的見地に立った心身機能強化等の拠点を備える必要があります。

【今後の具体的施策展開】

2-1-1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた重点的・集中的強化

県の役割

県は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での活躍及びメダル獲得に向け、有望な選手及び競技団体への支援等、重点的かつ集中的な強化を図ります。

2-1-2 スポーツ医・科学の選手・指導者への定着及び身近なサポート体制の構築（マルチサポートセンターの整備促進など）

(1) 県・県体育協会の役割

- ① 医師、大学研究者、関係団体等で構成する「スポーツ医・科学推進会議」等により、関係機関・有識者との医・科学サポートネットワークの構築を図るとともに、本県の選手・指導者へのスポーツ医・科学的なサポートの拠点となる「マルチサポートセンター」を設置し、活用を図ります。

また、同センターの、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ、国内外のトップチームの合宿支援の面での活用についても検討します。

〈マルチサポートセンターの機能〉

- ・スポーツ医・科学の知見に基づいた指導
 - ・データに基づいた科学的トレーニング
 - ・選手ニーズに合ったきめ細かなサポート
 - ・選手の意識の向上
- ② スポーツ医・科学関連事業で蓄積されたデータの活用やハイパフォーマンスセンターとの連携により、次代のアスリートの育成を図ります。
 - ③ スポーツトレーナー養成の研修会等により、スポーツ医・科学に基づいたトレーニングの実践やスポーツトレーナーに関する基礎知識の習得を図り、スポーツトレーナーの養成に努めます。

(2) 県の役割

「山形県スポーツタレント発掘事業」の実施にあたって、「マルチサポートセンター」と連携し、スポーツ医・科学に基づくプログラムの提供等により、アスリート育成・強化の充実を図ります。

(3) 県・山形県障がい者スポーツ協会の役割

パラリンピック等を目指す障がい者スポーツの有望選手の競技力向上のため、山形県障がい者スポーツ協会への障がい者アスリート支援専任職員の配置や選手のニーズに応じた専門家による個別指導・支援など、スポーツ医・科学に基づく支援を行います。



【オリンピックでのメダリスト育成】

2018平昌オリンピックでスピードスケート日本代表に
選出された本県にゆかりのある4選手

(写真提供：山形新聞社)

2-2 ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実・強化

【施策目標】

全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化するとともに、トップアスリートを育成できる高度な専門的能力を有する指導者を養成・確保します。

【現状と課題】

《2-2 現状・課題 1 競技力向上の強化策》

学校体育団体及び県体育協会等で構成する「山形県競技スポーツ強化推進プロジェクト会議」において、ジュニア期（小学校・中学校・高等学校）における一貫指導体制の基本方針や、得意競技の育成・拡大をなどの強化策について検討を行っており、今後も、さらなる競技力の向上に向けた強化策を講じていく必要があります。

また、オリンピックや国際大会等のトップレベルで活躍するアスリートの輩出を目指した「山形県スポーツタレント発掘事業（YAMAGATA ドリームキッズ）」が平成 21 年度より展開されており、出身者から全国主要大会の優勝者が誕生するなど成果が上がってきている。

〈全国主要大会で入賞した出身者（平成 29 年度）〉

- ・ 南東北インターハイ（平成 29 年 7～8 月）
 - カヌー競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 4）
 - 陸上競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1）
- ・ 全国高等学校スキー大会（平成 30 年 2 月）
 - スキー競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1）
- ・ えひめ国体（平成 29 年 9～10 月）
 - カヌー競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 2、内優勝 1）
 - ボート競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1、優勝）
 - ライフル競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1）
 - 陸上競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1）
- ・ にいがた妙高はね馬国体（平成 30 年 2 月）
 - スキー競技：入賞者数 1 人（入賞種目数 1）

今後、ますます本事業の価値が多くの県民に理解され、一人でも多くの子どもたちが YAMAGATA ドリームキッズにチャレンジするとともに、オリンピックをはじめ国際大会で活躍するキッズが数多く輩出されることを目指して、取組みを進める必要があります。

《2-2 現状・課題2 国体等における競技成績》

インターハイについては、平成 29(2017)年に本県を幹事県として開催された南東北総体 2017 において、県高等学校体育連盟を主体とした関係団体と連携した強化策により、入賞数 60 という本県歴代 2 位の成績を収めることができました。また、高校野球における夏の甲子園大会については、平成 25(2013)年に山形県勢初のベスト 4 を達成し、平成 27(2015)年まで 3 年連続ベスト 16 以上の結果を残しました。

しかしながら、全国 20 位台を目標としてきた国体については、第 68 回国体(2013 年)から第 72 回国体(2017 年)までそれぞれ、19 位、30 位、36 位、26 位、31 位と競技力は安定していません。

これは、少子化による競技者数の減少や種目ごとの競技者数の偏り、本県が得意としてきた競技の競技人口が激減していることなどが主な要因に挙げられます。

今後は、これらの課題を解決しながら、安定した競技力を確保するための確かな力をつけることが求められます。

《2-2 現状・課題3 スポーツ指導者》

スポーツ指導者については、これまで県体育協会及び県内競技団体や中央競技団体が開催する研修会へ参加することで指導者の養成と資質の向上を図ってきました。

本県を幹事県として平成 29 年度に開催されたインターハイ（南東北総体 2017）における本県選手団の成績は、優勝が 13、準優勝が 6、第 3 位が 12 で、第 8 位までの入賞数は 60 となり、昭和 47 年に本県で開催したインターハイにおける入賞数 81 に次ぐ歴代 2 位の記録でしたが、これまで本県の競技力を支えてきた指導者が高齢化する中、世代交代がスムーズに進んでいない状況にあります。

また、国内における競技水準が年々向上しており、全国を勝ち抜くための高度な専門的知識と高い指導力を持つ指導者の養成・確保が求められ、特に、次代を担う若手指導者の資質向上を図ることが喫緊の課題となっています。

《2-2 現状・課題4 公認資格》

国体は、「より競技性の高い国内トップレベルの大会」として位置づけられ、第 68 回国体(2013 年)からは、国体監督に対して、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が義務付けられました。このことから、本県競技団体においては、公認資格を取得した指導者を計画的に養成・確保することが必要です。

《2-2 現状・課題5 障がい者スポーツ》

障がい者スポーツの各種団体については、アスリートの発掘・育成のために必要なスポーツ指導者の確保について今後取り組んでいく必要があります。

【今後の具体的施策展開】

2-2-1 「YAMAGATAドリームキッズ」の発掘・育成及びジュニア期における一貫した指導体制の確立

(1) 県の役割

- ① 「山形県スポーツタレント発掘事業」により優れた資質を有する子どもを「YAMAGATAドリームキッズ」として組織的に発掘し、競技団体や総合型クラブと連携を図りながら、一貫した指導体制に基づく育成・強化プログラムの実施により、本県の競技力水準を中・長期的に向上させ、世界に羽ばたくアスリートを育成します。事業実施にあたっては、応募者の確保に向け広く周知するとともに、発掘・育成プログラムの一層の充実並びに日本オリンピック委員会（JOC）、日本スポーツ振興センター（JSC）及び中央競技団体（NF）等との連携強化により、さらなる競技力の向上を図ります。
- ② 山形県スポーツタレント発掘事業により開発した「YAMAGATAドリームキッズ」を育成・強化するためのプログラムについて、競技団体や地域スポーツクラブにおける活用を促進するとともに、地域におけるジュニアアスリート育成に関わるスポーツ指導者間の連携を推進します。
- ③ 山形県競技スポーツ戦略会議のもと、県中学校体育連盟・県高等学校体育連盟・県体育協会・競技団体等で構成する「山形県競技スポーツ強化推進プロジェクト会議」等において、ジュニア期における一貫指導体制の基本方針、これまで本県のお家芸としてきた競技の再構築や新たな得意競技の育成などの具体的な強化策について検討し、競技力向上の基盤強化を図ります。

(2) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び学校体育団体・県体育協会は、ジュニア期における競

技力向上を図るため、競技団体や総合型クラブ等が主体的に一貫指導体制に取り組む体制の構築及び各団体が策定する一貫指導プログラムの普及・実践のための支援を行うとともに、山形県スポーツタレント発掘事業との関連を図りながら、ジュニアアスリートの発掘・育成システムを構築します。

(3) 関係団体等の役割

競技団体・総合型クラブは、学校体育団体等との連携を図り、ジュニア期における多様な競技種目の選択に応じて、小学校・中学校・高等学校それぞれのステージにおいて競技が可能となる一貫指導体制の整備に努めます。特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等へと移行する期間での活動中断を防ぐための方策を講じるなど、継続した強化を図ります。

2-2-2 南東北総体 2017（インターハイ）を通して培われた高い競技レベルやノウハウの継承等による強化

(1) 県・県体育協会の役割

総合的な競技力の指標である国体において全国 20 位台を確保するため、本県の得意競技等の強化に加え、新たに上位入賞可能な競技を増やすなど効果的な強化を図り、競技力の向上に努めます。また、県民に関心の高い高校野球や駅伝競走等の強化や得意競技の育成と拡大を図るための強化策を講じます。

(2) 県の役割

- ① 平成 29 年度のインターハイ（南東北総体 2017）を通し、競技団体や学校体育団体との連携により培われた高い競技レベルやノウハウを継承し、競技力の向上を図ります。
- ② 女性アスリート特有の課題等に関するセミナー等の実施により、女性アスリートの競技力の向上を図ります。
- ③ スポーツ強豪国の強化選手等との強化合宿や交流試合の実施に努めるとともに、国外の優秀な指導者を招聘し、ジュニア期の競技者への指導を行うなどの交流を図ります。

(3) 県・市町村の役割

各種広報媒体を通して地元のジュニアアスリートを積極的に紹介、応援することなどにより、選手の意欲向上を図り、地域全体で将来のトップアスリートを育成します。

(4) 県・山形県障がい者スポーツ協会の役割

障がい者スポーツの競技力向上のため、スポーツ団体及び県内大学等との連携による選手支援を図るとともに、国際大会、全国大会への出場等を支援します。

(5) 関係団体等に期待する役割

地域スポーツクラブ等は、障がいのある子どもを、障がいの程度を考慮しながら、障がいのない子どもと一緒に育成することなどにより、本県障がい者スポーツの競技力の向上を図ること。

2-2-3 トップアスリート育成に向けた優れた指導者の養成と確保

(1) 県の役割

- ① 平成 29 年度のインターハイ（南東北総体 2017）を好機として、国民体育大会や各種全国大会、長期的にはオリンピックや国際大会で活躍する選手を育成することができる次代を担う指導者の計画的な養成・確保を図ります。
- ② 競技団体等が行う、全国トップレベルのチーム・指導者のもとへの若手指導者の派遣による、技術・戦術・戦略等の指導方法についての研修への支援等、若手指導者の育成に向けた取組の充実を図ります。
- ③ 山形県スポーツタレント発掘事業等で中央競技団体の指導者を招聘し、県内指導者が先進的な指導方法を学び、指導力向上を図ることができるよう、競技団体や学校体育団体、総合型クラブ等に対して積極的な情報提供に努めます。
- ④ 県企業スポーツ振興協議会及び県体育協会等と連携し、本県出身の大学生選手への進路希望調査や県内企業の就職情報の提供等を行い、企業とのマッチングを図ることにより、アスリート（指導者）の県内定着や

県内回帰を推進します。(具体的な施策等については基本方針3に掲載)

(2) 県・山形県障がい者スポーツ協会の役割

障がい者スポーツの指導者の確保を通して障がい者スポーツの競技力向上を図ります。

(3) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び県体育協会等は、優れた実績や技能を持つアスリートを、学校の運動部活動や各競技団体等における中核的な指導者として確保するように努めます。

2-2-4 トップアスリートとの交流・連携の促進

(1) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び県体育協会は、県企業スポーツ振興協議会と連携し、モンテディオ山形、東北楽天ゴールデンイーグルス、パストラボ山形ワイヴァンズ、山形銀行ライヤーズ、プレステージ・インターナショナル アランマーレ等の地域のプロスポーツや企業スポーツとの交流・連携により、競技力の向上を図ります。

(2) 関係団体等に期待する役割

プロスポーツや企業スポーツ等は、県内のスポーツ少年団や中学校体育連盟連・高等学校体育連盟等との連携を図りながら、有望選手の発掘・育成を組織的・継続的に推進し、トップチームで活躍できる選手を数多く輩出すること。

2-3 スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性（インテグリティ）（※21）の

向上

【施策目標】

スポーツ団体のガバナンス（※22）の強化、ドーピング防止などに向けた取組みにより、クリーンでフェアなスポーツの推進を図ります。

【現状と課題】

《2-3 現状・課題 1 スポーツ団体のガバナンス強化》

県内の多くのスポーツ団体は、透明性の高い組織運営を行っているが、団体の不正経理事案など不透明な事案も見られます。このことから、国の策定するガイドラインに沿ってガバナンスを強化し、信用失墜行為が起こらない透明性が高い組織運営体制を整備することが必要です。

《2-3 現状・課題 2 ドーピング防止活動》

本県では、山形県アンチドーピング委員会と協力しアンチドーピング研修会の開催等を行っていますが、スポーツ競技大会においてフェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、今後もドーピング防止活動を推進する必要があります。

【今後の具体的施策展開】

2-3-1 スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組みの推進

(1) 県・市町村の役割

管轄するスポーツ団体に対して、コンプライアンス（※23）の徹底及び透明性の高い組織運営が図られるよう、その指導に努めます。

※21 スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性（インテグリティ）

スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性（インテグリティ）とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

※22 ガバナンス

組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行なう、意思決定、合意形成システム。スポーツ団体においては、その社会的責任を果たすため、多様な意見を集約し、その意思決定や活動内容の公開に努めることにより、対外的な透明性を高め、説明責任を果たすことともに、詳細な内部規定の制定により、運営の倫理性の確保に努めることが求められている。

※23 コンプライアンス

法律や社会的な通念を守ること。

(2) 関係団体等に期待する役割

競技団体・学校体育団体等の各スポーツ団体においては、コンプライアンスの徹底を図るとともに、透明性の高い組織運営となるよう、国が策定するガイドラインに準拠し、自ら策定した基準に基づいた組織マネジメントの強化を図るなど、ガバナンス強化に向けて自主的に取り組むこと。

2-3-2 ドーピング防止活動の推進

(1) 県・県体育協会の役割

県アンチドーピング委員会と連携し、県内アスリートや指導者等がアンチドーピングについての理解を深めるため、研修会の充実等を図ります。

(2) 県体育協会の役割

県アンチドーピング委員会と連携を図り、日本アンチドーピング機構（以下「JADA」という。）公認のスポーツファーマシスト(※24)を計画的に育成していくとともに、「ドーピング防止ホットライン(※25)」の活用等によって情報を入手しやすい環境をつくるなど、トップアスリートに対するドーピング防止活動を推進します。

※24 スポーツファーマシスト

最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、競技者を含めたスポーツ愛好家に対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育等の普及・啓発活動を行い、スポーツにおけるドーピングを防止することを活動とし、薬剤師の資格を有しJADAより認定される資格制度。

※25 ドーピング防止ホットライン

日本におけるドーピング防止規則違反の大半は、禁止物質入りの市販薬やドリンク剤をそうとは知らずに服用してしまい陽性反応が出る、いわゆる「うっかりドーピング」であり、その防止において、選手や指導者が相談したいことがある場合、ファックスで各地域のスポーツファーマシストに相談するシステム。

基本方針3 スポーツを通じた活力ある地域社会の実現

【施策目標】

スポーツを通じた地域の活性化を目指し、地域資源、プロスポーツ及びスポーツイベント等の積極的な活用並びにアスリートの活躍の場の拡充を推進する。

〔数値目標〕

◎ホストタウン交流事業への参加者数 ⇒8,000人（H32）

《施策展開の方向》

《施策》

<p>3-1 プロスポーツの活用、 スポーツツーリズムの 展開等による地域の賑 わいづくりの推進</p>	<p>3-1-1 プロスポーツチーム等への支援及びプロスポーツチーム等との連携による地域づくりの推進 3-1-2 スポーツイベントの開催やスポーツツーリズムの展開等による交流の拡大 3-1-3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的・経済的・文化的な交流等の推進</p>
<p>3-2 スポーツ施設等の整備 と地域資源の有効活用</p>	<p>3-2-1 市町村等と連携したスポーツ施設の整備と有効活用 3-2-2 「わがまちのスポーツ」など地域性を活かしたスポーツの促進 3-2-3 全国規模の大会開催の推進と大会運営役員・審判員等の育成・支援 3-2-4 企業・大学の人的・物的資源を活用した地域スポーツの推進</p>
<p>3-3 アスリートの県内定着 ・回帰及び活躍の場の 拡充</p>	<p>3-3-1 山形県企業スポーツ振興協議会等と連携してのアスリートの県内定着・回帰の推進 3-3-2 地域や関係団体等と連携してのスポーツ選手としての活躍やスポーツ活動の場の拡充</p>

少子高齢化を伴う人口減少が進む中、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とする取組みにより、交流人口の拡大を図り、地域活性化を推進していきます。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、ホストタウンをはじめとした人的・経済的・国際的交流を推進します。

地域のスポーツ環境を充実させるとともに、本県の魅力を県内外に発信し地域の活性化を図るためには、県、市町村、学校、地域スポーツクラブ、大学、観光団体、企業等が、スポーツ推進に関連し保有する様々な資源や、本県の自然環境や地域特性を最大限活用しつつ連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

また、本県スポーツの活性化のためには、本県で育成されたアスリートが、本県のスポーツ界を支える人材として活躍できる環境を整備する必要があることから、地域や県内企業等と連携し、アスリートの県内定着・回帰を推進し、活躍の場の拡充を図っていきます。

3-1 プロスポーツの活用、スポーツツーリズムの展開等による地域の賑わ

いづくりの推進

【施策目標】

県内を拠点に活動するプロスポーツチームの発信力や集客力を活用し、交流人口の拡大等を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ、国内外のトップチームの合宿、全国規模のスポーツ大会等の誘致及び地域資源を活用した「スポーツツーリズム」を推進し、地域の活性化を図ります。

【現状と課題】

《3-1 現状・課題1 プロスポーツ》

本県を拠点に活動するプロスポーツ等（モンテディオ山形、東北楽天ゴールデンイーグルス、パストラボ山形ワイヴァンズ、プレステージ・インターナショナル アランマーレ、企業スポーツチームなど）は、県民に夢と活力をもたらし、また、大きな集客力を有することから地域・経済を活性化する力があります。

今後こうした力を活用していくためには、県民挙げてチーム力の維持・強化を支援していく必要があります。

《3-1 現状・課題2 スポーツツーリズム》

スポーツへの参加やスポーツ観戦・応援と、景観・温泉・文化などの地域資源を組み合わせた楽しい観光体験を創出することで、国内外から人を呼び込み、まちづくりや地域活性化に結び付けることが可能です。

この観光体験を「スポーツツーリズム」と呼び、レクリエーションやアウトドアスポーツなどまでスポーツを幅広く捉えることによって、スポーツツーリズムの守備範囲は大きく広がります。

ラグビーワールドカップ 2019™日本大会の公認チームキャンプや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致と合わせてスポーツツーリズムを推進することは、地域活性化を図る絶好の機会です。

県内では、こうした活動は限定的であり、今後、行政、競技団体、観光団体、企業、教育・医療機関等が連携し、広域的に活動を展開していく必要があります。

《3-1 現状・課題3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組み》

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、誰もが世

界最高レベルの競技スポーツ・障がいスポーツを身近に感じることができるほか、山形県の魅力を世界に発信するとともに、多様な国や文化に触れる絶好の機会となります。

各市町村においてはホストタウンとしての取組みを、学校においてはオリンピック・パラリンピック教育等を実施しており、これらの取組みを一層推進するとともに、こうした取組みを一過性のものとして終わらせず、その成果をレガシーとして後世に継承していく必要があります。

また、県においては米国のコロラド州、中国の黒龍江省、インドネシアのパプア州の3つの州・省と、市町村においては32自治体との姉妹・友好交流を行っており、今後もスポーツ交流の充実を図る必要があります。

【今後の具体的施策展開】

3-1-1 プロスポーツチーム等への支援及びプロスポーツチーム等との連携による地域づくりの推進

県・市町村の役割

- ① プロスポーツチーム等の活動を支援するとともに、プロスポーツチーム等と連携し、県民、特に子どもたちが観戦する機会や選手との交流機会をより一層創出します。
- ② 地域住民がホームゲーム開催時などに行う地域の魅力発信活動や交流活動、賑わい創出事業等に対し支援します。

3-1-2 スポーツイベントの開催やスポーツツーリズムの展開等による交流の拡大

(1) 県・市町村・関係団体等の役割

県、市町村、競技団体、観光団体、企業等は山形県スポーツコミッション（仮称）（※26）を構成し、一体となってスポーツに関する情報を発信するとともに、スポーツ合宿やイベントの誘致及びスポーツツーリズムを推進します。

※26 山形県スポーツコミッション（仮称）

スポーツ大会、合宿、イベント等の誘致や受入支援を行い、スポーツツーリズム等による地域活性化に取り組む組織。

(2) 県・市町村の役割

- ① 県内で合宿を行う競技団体に対し、共同で支援を行います。
- ② 各種スポーツイベント等について、規模や内容等に応じた広報媒体の活用により、効果的な情報発信、周知を図ります。

(3) 市町村・関係団体等に期待する役割

市町村、総合型クラブ及びスポーツ・レクリエーション団体等においては、それぞれの地域の特色を活かしたスポーツイベントの開催や地域のお祭りなどの文化的イベントとの連携等により、交流人口の拡大や地域の賑わいづくりなどの地域活性化が図られること。

3-1-3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人的・経済的・文化的な交流等の推進

(1) 県の役割

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録を目指す市町村に対し、相手国の情報収集や大使館との連絡調整、翻訳、通訳などの面で支援します。
- ② ホストタウンとなった市町村が実施する相手国とのスポーツ・文化交流事業等に対し支援します。

(2) 県・市町村の役割

- ① 姉妹都市や地域スポーツクラブなどのスポーツ団体による国際交流を支援し、地域レベルでのスポーツを通じた国際交流を推進します。
- ② 「東京2020参画プログラム」(※27)や「beyond2020プログラム」(※28)認証事業の拡大により山形の魅力を発信するとともに、スポーツや文化を通じた交流を促進します。

※27 東京2020参画プログラム

スポーツだけでなく、文化芸術や地域での世代を越えた活動、被災地への支援など、参加者自らが体験・行動し、未来につなぐプログラム(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会所管)。

※28 beyond2020プログラム

日本文化の魅力を発信するとともに、2020年以降を見据えたレガシー創出のための文化プログラム(内閣官房所管)。

(3) 学校・県・市町村の役割

各学校においては、「東京 2020 教育プログラム実施校」の認証を受けることなどにより、児童生徒がオリンピック・パラリンピックやスポーツの価値を学習するとともに、多様な国や文化に触れ、アスリートと交流する機会の設定に努めます。

また、県・市町村は、各学校が行うオリンピック・パラリンピック教育等の取組みの推進を図ります。



【ホストタウンへの取組み】

2020 東京オリンピック：ブルガリア新体操
事前キャンプ（H29.6.14～28）

（写真提供：山形新聞社）

3-2 スポーツ施設等の整備と地域資源の有効活用

【施策目標】

地域資源の有効活用により本県の競技力向上及び地域の活性化を図るため、スポーツ施設の整備、自然環境や地域特性を活かしたスポーツの促進、全国規模の大会の開催などを推進します。

【現状と課題】

《3-2 現状・課題 1 スポーツ施設》

県内のスポーツ施設は、平成4年に本県で開催された「べにばな国体」を契機に整備された施設が多く、老朽化や規格変更等に伴い、整備が必要とされる施設が見受けられます。このため、関係自治体や競技団体と協議し、公的ストックの適正化とインフラ管理のスマート化を踏まえながら、整備の在り方について検討していくことが必要です。

また、施設利用者の安全確保のため、耐震化を早急に進めるとともに、年齢、性別、障がいの有無等に関わらずスポーツに親しむことができるよう配慮した施設・設備の整備が必要です。

《3-2 現状・課題 2 わがまちのスポーツ》

本県では、地域と競技団体との密接な連携により、「わがまちのスポーツ」として地域に根ざした競技が、国体等の各種全国大会で優秀な成績を収め、本県の競技スポーツを牽引しています。特に、カヌーや冬季競技のスキー、スケート等がこの代表的な競技であり、本県の得意競技として育ち、それぞれの競技でオリンピックをはじめ国際大会で活躍する選手も誕生しました。

これらに続く競技をさらに育成・拡大し、トップアスリートの競技力向上を図るためには、市町村や競技団体、関係機関等が更なる連携を図り、活動を支えるスポーツ環境を整備することが必要です。

《3-2 現状・課題 3 全国規模の大会開催》

平成29(2017)年に本県を幹事県として開催された南東北総体2017においては、県高等学校体育連盟を主体とした関係団体との連携・協力のもと、多くの選手、監督、観戦・応援来場者を迎えるとともに、入賞数60という本県歴代2位の成績を収めることができました。また、蔵王温泉スキー場においては、国際大会である「国際蔵王ジャンプ大会」が毎年開催されています。このような全国規模の大会開催の機会を捉え、大会の準備や競技運営等を通して地域の活性化を図り、競技力向上のための選手強化や高い資質を持つ優れた審判員の育

成等、競技団体の組織力を充実させていかなければなりません。

あわせて、全国規模の大会開催を契機として、各競技団体や地域における人材の育成やスポーツ環境の整備を図ることが必要です。

《3-2 現状・課題4 企業・大学等との連携》

企業のスポーツチームは、優れたアスリートやスポーツ指導者が在籍するほか、スポーツ施設を保有し、大学においては、スポーツに関する研究者が在籍しています。こうした人的・物的資源を地域に提供することにより、地域に根ざした活動に結びつける取組みも行われています。

また、企業のスポーツチームにおいては、選手の山形県への定住や、大会時の選手・応援団による交流人口の拡大などでも地域に貢献しています。

今後、県や市町村においては、こうした地元企業、大学と連携・協働しながら地域の活性化に積極的に活用していくことが重要です。

企業・大学が保有するスポーツ施設を地域に提供する取組みも一部で着手されており、地域のスポーツ環境を充実させるためには、こうした地域貢献活動が一層広く行われるようにすることも必要です。

【今後の具体的施策展開】

3-2-1 市町村等と連携したスポーツ施設の整備と有効活用

(1) 県の役割

- ① 少子高齢化による人口減少や地域コミュニティ機能の低下等が懸念されることから、今後、県は、スポーツ施設について、地域の賑わいや交流拠点としての多様な活用を前提としながら、施設老朽化への計画的な対応や維持管理コストの軽減を絡めた施設運営収益の改善等に向け、市町村や競技団体等との意見交換を進めていきます。
- ② 本県には約 750 の公共スポーツ施設が存在（H29 年 3 月スポーツ庁公表資料より）しますが、その存在目的・活用実態等により、その整備の在り方を含め、地域スポーツ施設と競技スポーツ施設の 2 つに大別しています。各施設の整備方針は以下のとおりです。

・ 地域スポーツ施設

区分：地域住民が日常生活の中でスポーツに親しむもの。

整備：市町村が整備する。

・ 競技スポーツ施設

区分：施設の規模や設備が全国的な競技会を開催する基準を満たし、トップアスリートの育成につながるもの。

整備：県又は市町村が各種助成制度を活用して整備することを基本とする。

※ 県が、ラグビーワールドカップ 2019™日本大会の「公認チームキャンプ地」に向けて行う、県総合運動公園ラグビー場の整備。

ただし、県内に唯一の競技スポーツ施設については、整備の経緯や施設の特特殊性などを考慮し、市町村等に対して、次のとおり支援を行う。

《県の競技スポーツ施設整備支援制度》

〈市町村が所有する施設の整備〉

「山形県市町村総合交付金（競技スポーツ施設整備支援事業）」

（平成 25 年度創設）による支援

国庫補助金やスポーツ振興くじ（toto）助成金、起債等の助成制度を活用することを基本に、整備費の一部を助成する。

〈スポーツ団体等が実施する施設等の整備〉

「山形県スポーツ振興基金」（平成 28 年度創設）による支援

特殊で専門性が高いスポーツ施設で、国体のブロック大会等の東北大会規模以上の開催会場となる施設について、整備費の一部を助成する。

※ 平成 32 年度東北総合体育大会の本県開催に向けた、ライフル射撃競技場への整備費助成など

(2) 市町村に期待する役割

- ① 地域住民が楽しく安全にスポーツを親しむ環境創出のため、各種助成制度等も活用した公共スポーツ施設等の整備・充実が図られること。
- ② スポーツ施設の老朽化や人口構成の変化等に伴う需要の変化に対応するため、「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づくスポーツ施設の個別施設計画の策定等により、施設の長寿命化、有

効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図ること。また、性別、年齢及び障がいの有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすきの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進すること。

(3) 県・市町村の役割

- ① 公共スポーツ施設において、子どもや女性、高齢者、障がい者を含む全ての県民が楽しく安全にスポーツ活動ができるように、ユニバーサルデザイン化、耐震化及び女性のための更衣や授乳のスペースの確保等に努めます。
- ② キャンプ活動等の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の充実に努めます。

3-2-2 「わがまちのスポーツ」など地域性を活かしたスポーツの促進

(1) 県・学校の役割

関係団体と連携し、本県の特色である冬季スポーツやレクリエーション等、豊かな自然環境と地域の特性を活かしたスポーツを楽しむ気運を醸成するなど、一層の推進を図ります。

また、学校においては、児童生徒が将来にわたり地域の特性を活かしたスポーツに親しんでいけるよう、自然とのかかわりの深いスキー、スケート等について、地域や学校の実態に応じて積極的に行うよう努めます。

(2) 県の役割

雪国の地域性を活かしたシーズン区分による異なる種目での活動について、競技団体や関係団体との検討の場を設け、導入やその効果等について検討します。

(3) 市町村に期待する役割

- ① べにばな国体を契機として地域に根ざした「わがまちのスポーツ」について、競技団体との連携を深めながら、子どもから大人までの各年代層で親しまれるよう、より一層の定着が図られること。

- ② 地域の特性を活かしたスポーツを「わがまちのスポーツ」と位置づけ、競技団体との連携をより強めながら普及発展に努めるとともに、数多くのトップアスリートを輩出するよう一層の育成強化が図られること。

3-2-3 全国規模の大会開催の推進と大会運営役員・審判員等の育成・支援

(1) 県・市町村・関係団体等の役割

県・市町村及び学校体育団体・競技団体等は、山形県スポーツコミッション（仮称）とも連携し、全国規模の大会を計画的に開催し、競技力向上のみならず広く県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興や地域の活性化を図るとともに、スポーツボランティアの育成を推進します。

- ・平成30年度 天皇賜杯全日本軟式野球大会

(2) 県体育協会の役割

指導者の資質向上を図るため、県スポーツ指導者協議会等スポーツ団体との連携を図り、研修会を開催するなど各種公認スポーツ指導者・審判員等の計画的な養成に努めます。

3-2-4 企業・大学の人的・物的資源を活用した地域スポーツの推進

(1) 県の役割

- ① 地域スポーツにおける優れた人材を確保するため、企業や大学の公開講座や講習会等の開催を促進し、地域スポーツクラブ・企業・大学との連携・協働を推進します。
- ② 成年選手が本県で競技を継続するため、山形県企業スポーツ振興協議会との連携を一層強めるなど、活動環境の確保と県民がトップアスリートを応援していく気運の醸成を図ります。
- ③ 地元企業や大学が中心となり、小学校・中学校・高等学校・大学・企業が連携した指導の優れた事例を収集・提供し、県内の多くの企業・大学への啓発を図ります。

(2) 企業・大学に期待する役割

- ① 企業・大学の優れた人材を活用できるようなネットワークを構築し、地域スポーツへの指導者の派遣・医科学情報の提供が行われること。
- ② 企業・大学が有する体育・スポーツ施設を活用して、人的・物的資源を地域に提供すること。
- ③ 大学においては、学生のスポーツ活動やスポーツボランティア活動を促進し、地域貢献活動を実施すること。

3-3 アスリートの県内定着・回帰及び活躍の場の拡充

【施策目標】

本県で育成されたアスリートの県内定着・回帰を推進するとともに、本県スポーツを支える人材としての活躍の場の拡充を図ります。

【現状と課題】

〈3-3 現状・課題1 アスリートの県内定着・回帰及び活用の状況〉

本県では、アスリートを含めた若者の県外への流出や、県内に戻ってくるための仕組みが十分でないことなどが課題となっていることから、県内企業に就職し、競技を継続するためのアスリートと企業のマッチング体制の充実など、アスリートの県内定着・回帰に向けた取組みが必要です。

また、専門性を有するスポーツ指導者の活用は全体的には十分とは言えない状況です。今後、本県で育成されたアスリートなどの優れたスポーツ指導者を学校や地域スポーツクラブにおいて活用することが必要です。

本県の競技スポーツ及び地域スポーツの推進のためには、本県で育成されたアスリートが県内でスポーツ選手や指導者として活躍できるための取組みが必要です。

【今後の具体的施策展開】

3-3-1 山形県企業スポーツ振興協議会等と連携してのアスリートの県内定着・回帰の推進

(1) 県の役割

県企業スポーツ振興協議会及び県体育協会等と連携し、本県出身の大学生選手への進路希望調査や県内企業の就職情報の提供等を行い、企業とのマッチングを図ることにより、アスリートの県内定着や県内回帰を推進します。

(2) 市町村に期待する役割

各市町村における総合計画や「わがまちのスポーツ」振興などに基づき、地域性を活かしたアスリートの人材確保を推進すること。

3-3-2 地域や関係団体等と連携してのスポーツ選手としての活躍やスポーツ活動の場の拡充

(1) 県の役割

県企業スポーツ振興協議会及び県体育協会等と連携し、県内に就職したアスリートが、社会人選手として活躍するための支援や指導者等の本県スポーツを支える人材として活躍できる場の拡充を図ります。

(2) 市町村・関係団体等に期待する役割

市町村及びスポーツ団体は、県内に就職したアスリートを指導者等の本県スポーツを支える人材として積極的に活用すること。